

奈 政 行 第 1 1 号

平 成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

奈良市監査委員 東 口 喜 代 一 様  
同 中 本 勝 様  
同 八 尾 俊 宏 様  
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

### Ⅲ. 給料（基本給）について

#### 1. 概要

##### （1）給料表及び職務の級

・わたりの状況について

（人事課）

#### 【監査結果】

総務省が実施している平成26年地方公務員給与実態調査結果等の概要によると、奈良市では地方公務員給与の「わたり」が残っている状況にあることが指摘されている。上記総務省の調査結果によると、地方公務員給与の「わたり」とは、①給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付けを行うこと、②①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること、により給与を支給することとされている。すなわち、給与決定に際し、実際の職務内容が当てはまる給料表の級よりも、上位の級の給与を支給すること、又は、実質的にこれと同一の結果となる給料表を定めることにより、給与を支給することをいう。

国家公務員と奈良市の職員の給料表の級と職務内容を比較すると以下のとおりとなる。

（表省略）

この「わたり」の状況については、平成17年の人事院勧告により、国が給与構造改革を行い、給料表が11等級から10等級に見直されたが、これに合わせて奈良市においても給与構造改革を実施し、給料表の見直しが行われた。しかし、見直しの内容が国のものとは以下のとおり異なっていたため、「わたり」の状況が発生した。

（表省略）

奈良市においては、平成17年の給与構造改革の実施から、現時点においても依然として「わたり」の状況が残っている。上記、総務省の平成26年地方公務員給与実態調査結果等の概要によると、「わたり」の制度がある団体の状況は以下の

とおりであり、全団体では2.9%に過ぎない。地方公務員法第24条第1項において、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とされており、国及び多くの地方自治体において、「わたり」の状況が解消されている状況を鑑みるに、奈良市において「わたり」の制度を残しておかなければならない理由はないと考えられる。奈良市としては、国の方針に合わせて行く方針とのことであるが、平成26年の総務省の調査結果が公表された後も、具体的な動きとしては特に見られず、問題点を把握・認識しながら、それを放置・先延ばししていると云わざるを得ない。現在、奈良市では組合協議等、「わたり」制度の廃止に向けて動き出しているが、今後、早急に給料表の見直しに係る具体的な計画を策定、実行することにより、わたりを解消すべきである。

#### 【措置の内容】

「奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を改正し、平成29年度から等級別基準職務表を定めて奈良市職員の給料表の級を国と同等となるよう格付けし直したことにより、わたりを解消しました。

#### IV. 諸手当について

##### 4. 時間外勤務手当

###### (3) リサイクル推進課

##### ②時間外勤務手当について

- ・当日準備のための時間外勤務について

(リサイクル推進課)

#### 【監査結果】

通常勤務の1時間前に出勤する収集担当職員のために事務所や衛生浄化センター内に点在する5箇所の休憩所の開錠の必要があること、また、職員の体調不良等による急な休暇者がある場合、収集班メンバーの調整が必要であるとして、係長及び5級主任4名が、通常勤務時間の始業の1時間前に出勤し時間外勤務を行っている。また、この1時間前の開錠・準備開始を前提としてアルバイトの始業も午前7時30分からとしているとのことである。

早く出勤して準備万端整えるという姿勢には敬意を表するが、それを時間外勤

務として位置づけるというのであれば、当日申請の休暇者に備えるということがあるにしても、せめて30分以内に短縮できないものか。総務部人事課及び環境部において改めて検討され、合わせてアルバイトの雇用契約の見直しをされたい。

#### 【措置の内容】

平成28年5月から係長及び5級主任の早朝の時間外勤務について1時間を30分に短縮しました。また、アルバイトの雇用契約については、始業を午前7時30分、終業時間を午後4時とし、1日の勤務時間の調整を図りました。

## 6. 通勤手当

### (1) 概要

- ・通勤定期の現物確認について

(人事課)

#### 【監査結果】

職員から申請された通勤経路の認定手続きの後に、半年ごとに通勤手当が支給されることになっている。通勤経路の変更がある場合のみ通勤定期券等の現物確認を実施しているが、それ以外は職員が申請した経路どおりに通勤しているかどうかの確認は行われていない。

現状では、職員が経路どおりに定期券等を購入せず、例えばマイカー通勤する者と同乗して出勤する、または、割安な自転車等の交通用具を利用している等のルール違反があっても把握できず、通勤手当が過払いとなっているリスクがある。

通勤手当の過払いを防ぐため、通勤定期等の事後確認を定期的にも実施するよう改められたい。

#### 【措置の内容】

平成28年5月に通勤定期券等の現物確認を行いました。今後定期的にも通勤定期券等の現物確認を行っていきます。

## V. 服務管理について

### 2. 病気休暇

#### (4) 出勤簿等の管理状況

##### ①保護第一課

- ・ 嘱託職員及び臨時職員の出勤簿の管理状況について  
(保護第一課、保護第二課)

#### 【監査結果】

服務規程には下記の通り定められている。

#### 奈良市職員服務規程

第11条 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職にある者を除く。）は、出勤したとき、又は退庁するとき、自ら職員証又は出勤表（別記第8号様式）をタイムレコーダに挿入し、打刻しなければならない。ただし、これによることができない職員については、出勤したとき、出勤表（別記第8号様式の2）に、自ら押印しなければならない。

臨時職員等の勤怠管理は出勤簿で行われているが、出勤簿は各係に備え付けておらず、職員個人で管理し、月末に提出を受けている状況である。ところが、平成26年度分の出勤簿の状況について確認したところ、10月分までしか提出を受けておらず、11月以降3月分まで保存されていない状況であった。また、10月分の提出状況についても19名中7名は提出がなかった。さらに、平成27年度についても完全には揃っていない状況とのことであった。

平成26年12月までは時間外勤務手当はつかず、有給休暇については別の書類で申請を受けているため、配属先の係長が日々の出勤状況を確認できていれば、出勤簿の有無は実質的には問題がなかったとのことである。

しかし、職員の給与は労務への対価として支払われるのであって、本来的には出勤簿による出勤状況を確認の上、支出されるべきである。また、給与は税金により賄われているのであって、出勤状況及びその承認状況を第三者に説明するためにも、出勤簿は必要不可欠な書類であり、服務規程にも違反している。平成27年10月以降はPC上での出退勤管理になったが、勤務実態に沿った適切な管理が行われるよう、認識を新たにされたい。

#### 【措置の内容】

平成28年度の人事システムの入替えに伴い、臨時職員等の勤務日数を入力することになり、現在は嘱託職員、臨時職員全ての出勤簿の提出を受け、システムに入力後、出勤簿との照合確認を行った上で課長決裁を経て賃金等の支払いを行うよう改めました。